

中国仏教と禁酒運動

——仏教徒の精神生活の一面——

道

端

良

秀

目 次

一 は し が き	一七
二 不飲酒戒について	一八
三 何故飲酒は悪なのか	一九
四 飲酒を許す場合は	二〇
五 中国社会と酒	二一
六 不飲酒戒の受容態度	二二
五戒について	二三
五常の智と不飲酒戒	二四
五戒は在家の必須条件ではない	二五
(回) 梵網戒における禁酒	二六
(五) 佛教徒の禁酒に就ての見解	二七
七 佛教々団における飲酒の弊風	二八
八 禁酒の実践運動	二九
(一) 禁酒について	三〇
(二) 文書による禁酒運動	三一
(三) 感應説話による禁酒運動	三二
(四) 禁酒への実践運動	三三
九 む す び	三四

一はしがき

中国仏教史についてはいろいろの問題がある。第一に中国仏教は単なるインド仏教ではないということである。インド・西域の仏教が中国に流傳されて、中国の人々の宗教となつたのが中国仏教である。中国の人々は、インド・西域の人々とは、異質の文化を持つてゐるものである。気候風土から、風俗習慣、民族を異にする、そのような処に、仏教が流傳されて、それに適応するような仏教を創造したのが中国仏教なのである。

同じ釈迦の仏教であつても、中国の仏教はあくまでも中国の仏教であつて、インドや日本の仏教ではない。ここに中国仏教史研究の根底がある。中国の人々は、このインド・西域の仏教を迎えて、どのように自分の生命の上に、且つ又実践生活の上に、これを活用したことであろうか。仏教徒が精神生活の上に於いて、いかなる影響を受けたであろうか、実践生活上に在つて、仏教はどのような役割を果したことであろうか。

ここに取上げる酒の問題は、こうした仏教に於ける五戒の一である不飲酒戒を中心として、中国に於いてどのようにこれを受け取つて行つたか、不飲酒戒が五戒の一であり、五戒は仏教に於いては、出家は勿論のこと、在家の信者の守らねばならない戒律であつたから、この五戒をどのようにして受け取つて行つたか、特に酒の王国とまでいわれる中国にあって、この不飲酒戒をどのようにして、一般の人々に説いて行つたか。

酒は百薬の長といわれ、酒なくして一日も過せない、酒仙を憧れる中国の民族、ここに不飲酒を説くことは大変なことであろう。恐らくこれあるがために仏教徒となることを拒否した人もあるであろう。ここに仏教弘布の難関があ

つたことでもあろう。このような場合、仏教徒はどのようにしてこの難関を突破したであろうか。ここに薬酒という名が強調され、更には又般若湯という雅名が出て来る所以のものである。

しかしながら中国仏教徒はあくまでも、仏教の戒律に従つて、日常の身を処して行つた。五戒は厳重に守るべきものとされた。しかも仏教の五戒は古来の儒教の五常と一致するものとして、これに従い、これを指導原理とした。今日に於いても、中国の居士にあっては、魚肉を禁止した素菜主義であり、禁酒主義である人々のあることは、これを有力に物語つているものである。しかし又一方除外例を設けて、愛酒家も仏教からもれない工夫をこらした。

二 不飲酒戒について

不飲酒戒は、五戒の第五、具足戒の九十單墮の第五十一、菩墮戒の四十八輕戒の第二に置かれている。従つて仏教信者たる在家の優婆塞優婆夷から、沙弥、比丘に至り、大乘・小乗に亘る一切の仏教徒の守らねばならない戒律である。五戒は在俗の信者の戒、十戒は沙弥、具足戒は比丘、菩薩戒は大乗の沙門及び居士のものであったから、この不飲酒戒は、仏教徒の必ず守らねばならない戒律であったのである。

勿論この在俗信者の五戒については、インドに於いて、いろいろの異説があつたようであり、又在家の戒として、不飲酒戒そのものも、多少問題があつたようである。例えば中国に流傳されることは、五戒は仏教居士の必須条件のように考えられて、五戒を五常に一致せしめて、これを守らせようとしたが、インド・西域に在つては、必ずしも優婆塞の必須条件というような厳重なものではなかつた地方があつた。五戒受持の有無は、時代と地域と部派によつて異つ

ていたようである。

今長井真琴博士・友松円諦教授・大野法道博士・中村元博士・平井彰博士等の研究^①及び望月辞典の五戒の項などによつて見ると、仏法僧の三宝に帰依する三帰戒は、在家信者の必須条件であったことは間違ひないが、五戒に至ると各種の經典や律典によつて、異説が述べられている。「毘尼母經」第一のようによつて、「うばそくとは、ただ三帰に在るのみならず、更に五戒を加えて、始めて名づけて、うばそくとなすことを得るなり」と、三帰と五戒が優婆塞即ち在家信者の条件としているものもあるが、一方に於いては、「優婆塞戒經」第三に

如來正覺の優婆塞戒を説き給うに、或は一分あり、或は半分あり、或は無分あり、或は多分あり、或は満分あり、若し優婆塞三帰を受け己れば、五戒を受けざるも優婆塞と名づく。若し三帰を受け一戒を受持せば、是れを一分と名づく。三帰を受け已りて二戒を受持せば、是れを少分と名づく。若し三帰を受け、二戒を持し已りて、若し一戒を破らば、是れを無分と名づく。若し三帰を受け、三四戒を受持せば、是れを多分と名づく。若し三帰を受けて、五戒を受持せば、是れを満分と名づく。汝は今、一分の優婆塞とならんと欲するや、満分とならんと欲するや、若し意に随つて説けと。その時に知者は當に意に随つて授くべし。

と言つてゐる。これは明らかに五戒の受持なくして、ただ三帰だけで優婆塞となることが出来るといふ、更に五戒にあつても、五戒全部を受ける必要がなく、一戒でも二戒でも、自分の意に随つて、自由にこれを受けてよいのであり、戒師も亦、これに従つて、自由に希望通りに、二戒でも三戒でも授けてよかつたようである。これで見れば五戒は必ずしも在家信者として、守らねばならない生活規範ではなかつたようである。

しかし乍ら不殺生・不偷盜・不邪婬・不妄語の如き四戒は、仏教だけでなく、インド古来からの社会倫理であつた

し、且つ「長阿含經」・「增一阿含經」・「四分律」・「五分律」・「摩訶僧祇律」などには、いずれも五戒を以て優婆塞のものとしているから、相当古くから地域により、部派によつて、三帰五戒を以て、在家信者となる条件としていたようである。

しかもこの五戒という五つの戒も、初めは四戒が中心で、それに不飲酒戒がつけ加えられて五戒となつたもののようで古い仏教倫理經典といわれる「善生子經」や「六方札經」には、殺生、偷盜邪婬妄語の四惡を述べ、飲酒の惡は別個に説かれているし、前の四戒は古来の宗教や倫理道德として、數え上げられていたものを、そのまま仏教が受け継いだものであろう。人間社会として、当然の規範であったが故である。ただ不飲酒戒を加えて、五戒としたのは、仏教独自のものではなかろうか、しかも根本有部の系統に於いて、在家信者の絶対のものとしたのであつた。

中國仏教に在つては、この五戒について、「優婆塞戒經」を第一とせる、五戒の一分二分説のものと、根本説一切有部派や、四分五分の諸律の五戒受持説の二系統を受けて、五戒を五常に合致せしめ、これを在家信者居士の必須条件とすると共に、一方では又一分二分説をも取り入れていた。しかもこの五戒には、最も持戒困難と思はれる、不飲酒戒があるのである。中國仏教がいかにこの問題を解決したかが問題なのである。

三 何故飲酒は惡なのか

「梵網經」卷下の四十八輕戒第二に

若し仏子、ことさらに酒を飲まんに、しかも酒の過失を生ずること無量なり。若し自身の手より酒器をわたして、

人に与えて酒を飲ましめば、五百世までも手なし。いかに況んや、自から飲まんをや、一切の人を教えて飲ましめ、及び一切衆生に酒を飲ましむることを得ざれ、況んや自から酒を飲まんをや、若しことさらニ自から飲み、人を教えて飲ましめば、輕垢罪を犯す。と。

「梵網經」は中国仏教中心のものであるが、自分が飲んでも、人に飲ませても、その過失は無量であり、五百世の間無手として生れるという。即ち畜生に生れるというのである。ここでは過失無量とだけで、なぜ悪いのか判然としない。

失訣ではあるが、「大愛道比丘尼經」卷下(大正藏二五卷)は、

沙弥尼は形寿の尽くるまで酒を飲むを得ず、酒を嘗めるを得ず、酒を嗅ぐを得ず、酒をひさぐを得ず、酒を人に飲ましむるに、薬酒なりと欺すを得ず、酒家に至るを得ず、酒客と共に語るを得ず、

夫れ酒は毒薬となす、酒は毒水となす、酒は毒氣となす、衆失の原なり、衆惡の本なり、賢を残い、聖を毀ばつ。道徳を敗り乱し、輕毀す。災を致し、禍を立つるの根本なり。四大は枯朽し、福を去り禍に就く、これによらざるはなし。むしろ煩銅を飲むとも、酒を飲みて味わず、ゆえんはいかんとならば、酒は人をして志を失わしめ、迷亂顛狂して、人をして覚えざるに泥梨の中に入らしむ。この故に酒を防ぐのみ。この戒を犯す者は、沙弥尼には非ざるなり。

と述べている。これで見るとなぜ酒を飲んで悪いかということが、相当強く打ち出されている。しかも酒は毒薬であり、毒水であり、毒氣であるとし、衆失の原、衆惡の根本なりときめつけてい。酒は又賢聖を残毀し、道徳を敗乱して災を興し禍を立つるの根本であるとし、又身体を枯朽させて、去福就禍せしむるのは、皆酒によるとする。だか

ら熱銅を飲んでも、酒を飲んではいかぬという。

このように酒は毒薬であり、衆惡の根本なりと極論する所以のものは、酒は人の志を失はしめて、氣違い状態にならしめるからに外ならない。しかも自分では知らずの中に、地獄に墮するようになるが故である。迷亂顛狂といふことが、防酒、禁酒の所以なのであった。

しかもここではただ酒を飲むだけではなく、嘗めることも、香を嗅ぐことも、酒屋に行くことも、酒客と共に語ることも不可としていることであり、又酒を藥酒だと訛って飲ましても不可としていることである。かくしてこの經典では、酒を毒酒、毒水とし、その毒水たる所以を説いて、「失志迷亂顛狂」としていることに於いて、不飲酒戒を制定した理由を説明しているのである。

又「四分律」を初め多くの經律論には、具体的に酒の害を列挙している。「長阿含經」には六失を「優婆塞戒經」にも十種程を掲げ、「四分律」十六には酒の十惡を、「正法念經」や「出曜經」には三十失を、「大智度論」卷十三には三十五失を、「沙弥尼戒經」には三十六失を数えている。

「長阿含經」の六失は、(一)失財 (二)生病 (三)鬭争 (四)惡名流布 (五)恚怒暴生 (六)智慧日損の六つを掲げているし、「四分律」の十惡とは、(一)は顏色が悪くなる、(二)は力が弱まる、(三)は視力が不明となる、(四)は瞋恚の相となる、(五)は仕事が疎になる、(六)は病氣が増す、(七)は鬭争をする、(八)は惡名が流布する、(九)は智慧が減少する、(十)に遂に地獄に墮するの十種の惡を出している。三十失や三十五失を見ると、この以上掲げた六失と十失を更に詳細にしたようなもので、別に特別の失はない、上記の失が中心となっている。

しかし乍らこの具体的な飲酒の失といふものは、果してこれで納得され得るものであろうか、即ち何故に禁酒せね

ばならぬかとの疑問に對して、この説明で了解され得るであろうか。

第一に酒を毒酒とし、毒水と決定してからの説明である。毒水なるが故に、これを飲めば上記のような六失や十失、更には三十失や三十五失は当然のことであろう。毒酒としての前提に立つての立論は、当然多くの有害が數え上げられる。

若しこの酒を毒酒とせざり、薬酒としての前提に立つて飲酒を論すれば、上記の「四分律」の十失は逆となつて、却つて十益となるであろう。則ち十失の一つ一つを逆に考えて見ると、(一)顔色悪いは、飲酒によつて顔色好くなる、(二)力弱るは、飲酒によつて力が増し、(三)視力不明は、酒の力で却つて明らかになり、(四)瞋恚の相は、歡喜の相となり、(五)仕事に力がはいる、活動の元素となる、(六)病氣も吹きとばし、(七)酒によつて胸襟を開いて平和となる、(八)それによつて好い名が流布され、(九)智慧愈々増して行き、(十)遂には淨土に往生することが出来ると。このように見て來ると何ら無理ではなく逆の場合が考えられ得ることは、酒を毒酒とするか薬酒とするかによつて、失ともなり、益ともなるということである。

すると不飲酒戒を五戒に加えて、在家の信者の守るべき必須条件としたということは、勿論毒酒、毒水と決定してからのことである。何故に酒を毒酒となし、毒水と決定したのか。これが問題なのである。經律に出てゐる具体的な飲酒の害ということは、毒水を飲んだからであつて、毒を飲めば害たることは当然で、何十種でもその害は数えられる。ただここで問題は、何故に酒が毒水かということを説明せねばならぬ。

元来不飲酒戒は、五戒の内でただ一つの遮戒で、殺生・偷盜・邪淫・妄語の四戒は性戒と云はれ、殺生などそのものが惡であるとするのである。飲酒は元来そのものが悪いのではなく、飲酒によつて引き出されるもろもろの罪悪を

防がんとして、これを禁止するが故に、この不飲酒戒を遮戒というのである。従つて酒そのものが悪いのではなく、飲酒そのことも、善でも悪でも、可でも不可でもない。飲む人によつて、その酒を毒酒となすか、薬酒となすかを決定づけるものである。

しかし乍ら飲酒によつて、その心を失い、迷乱して、もろもろの惡業を犯すが故に、これを禁じ、不飲酒戒を制定して、危険な状態を遠ざからしめたのである。

今釈尊がこの制戒を出された因縁を眺めて見ると、「四分律」卷十六に次の如き因縁が出されている。あるとき釈尊の弟子娑伽陀が神通力を以て毒竜を調伏したことによつて、拘睞弥國主から大いに敬仰される。國主はこの娑伽陀の説法に感激して、あらゆるもの供養を申しいで、得難き黒酒と共に、甘饌飲食を供養した。娑伽陀はこの布施を受け、飽足して退出したが、帰る途中で、酒の酔のためについて、地に倒れて、食べたものを吐き散らす。これを見て衆鳥が寄り集つて鳴き叫んでいた。丁度ここに釈尊が来られてこれを眺め、阿難にいうよう「娑伽陀は痴人である。この姿では小竜すら調伏することは出来ない、況んや能く大竜をや」と。ここで阿難に飲酒の十失を説いて、「今後我を師となす者は、草木の先に酒をつけたまゝ、これを口にすることを許さない」とい、もろもろの方便を以て娑伽陀を呵責してから、諸比丘に告げ「もし比丘たるもの、酒を飲む者は波逸提である」と。この因縁によつて不飲酒戒が定められたのであつた。

この因縁を見ると、娑伽陀は飲酒によつて、正常を失い、比丘にあるまじき不行跡をなし、全く正氣を失つて、毒竜を調伏どころか、小竜すらも調伏することの出来ぬ者となつてゐる。この比丘の姿は、酒のためであつたが故に、ここに飲酒の毒という結論が下されたのであつた。まさしく酒は人をして、人でない状態に落し入れるからであつ

た。酒そのものが悪いのではなくて、酒に酔つて正氣を失うからに外ならない。酔はなければ酒は、禁酒とはならないであらう。

四 飲酒を許す場合は

さきに掲げた「四分律」卷十六の不飲酒の制戒の最後の文に、次のような言葉がある。
不犯とは若しは如是如是の病あり、余の薬治にては差えず、酒を以て薬となす、若しは酒を以て瘡に塗るは、一切無犯なり

このことは酒を薬として飲んでもよい、ということである。いろいろの病氣があつて、よも山の薬を飲んでも治らない場合に、酒を飲んで治ることがあれば、この酒は薬として飲んでもよい。不飲酒戒を犯すものではない。ということである。この酒はこの場合、薬酒であつて、治病の薬なのである。

いかなる薬でも、その量を間違えて、多量に飲んだ場合、その薬は却つて毒となつて、その人の生命すら奪うことになることは、何人と雖もよく知るところである。治病の薬としての酒もまた同じことである。これを多量に飲み、酔うという状態になり、正氣を失い、迷乱顛狂して衆罪を犯す、ということになれば、これは全く薬酒変じて毒酒となつたものである。

中国仏教にあつては、酒を毒酒として取扱つてゐるが、又薬酒としてこれをより多く認めようとする風が見受けられる。宋の道誠は、その著「糸氏要覽」下の贍病の項に、「酒を以て薬となすを得る」として、その証拠の文とし

て、「分別功德論」を引用している。

祇園に一比丘があつたが、六年間も病の床に臥していた。優波梨が見舞つて、何がほしいかと問うと、唯だ酒だけを思つてゐる。優波梨は、「少し待て、私が今これから釈尊に問うて来よう。」かくして彼は祇園精舎に行つて世尊に問うよう、「一病比丘が居ります、ひたすら酒を薬として飲みたいと願つていますが、いかがでしようかと、」世尊はこれに答えて、「我的制する不飲酒戒は、病で苦しんでいるものは除外していると。」そこで彼は酒を求めて帰り、病者に飲ませたが、それによつて彼の病は平復した。そこで彼は重ねて病比丘のために説法した。この説法を聞いた病比丘は、これによつて羅漢果をさとることが出来た。ここに於いて世尊は優波梨をほめたたえて、汝はよく比丘の病を治し、又得道せしめたと。

さてこのことは、あきらかに不飲酒戒を絶対禁酒というのではないことを示してゐるものである。病人の為に薬酒としてこれを解放していたことを述べたものである。少くとも中國に在つては、不飲酒戒をかく解してゐたようである。従つて五戒を持しながら、飲酒して、不飲酒戒を犯しても、それは薬酒として病人が飲んだ場合は、不犯なりと解されたのである。

ただここに於いて問題は、いつでも、誰でも、飲酒の時は、我は病人なり、これは薬酒なりと、偽つて飲むことの出来ることである。恐らくかかることが多かつたであろうことは前にも引用した、「大愛道比丘尼經」卷下の飲酒を禁ずる文の内に、

以酒飲人 不得言欺藥酒

ということがある。これはあきらかに、人に酒をすすめて、これは薬酒だから不犯だと欺して飲ましめていたことに対

する禁戒である。人間はいつでも誰でも、何らかの意味に於いて、精神的にか、肉体的にか病人であるが故に、酒は薬酒として飲むことが出来るであろう。ここに不飲酒戒の不徹底的なものがあるのであろうが、又不飲酒戒の本質は、酒に酔つて本性を失はしめない所にあるのであり、仏道修行の障りとなるものを排除しようとするのが目的であるとすれば、酒を毒酒としてではなく、薬酒として飲むとすれば、何ら戒を破つたものとすべきではないであろう。不飲酒戒の不徹底さというのではなくて、仏の大悲というべきであり、仏教の本質の示しているものということが出来るであろう。

中国仏教にあつては、この酒に対して、単に薬酒としてこれを許すばかりではなく、更に広く解して、公衆のため、一切衆生の利益になることであれば、敢て飲酒するも、これを不犯となすという考え方であり、又他の重き罪が消えるようなことであれば、これ又飲酒しても、それは破戒とはならず、却つて大功德を生ずる、というような積極的な方面にまで展開して行つている。

これが中国仏教の中国仏教たる所以で、インド仏教が、中国社会に融合して、中国民族の宗教となる一形態と見ることが出来る。このことは後に於いて詳述することであろう。

五 中國社會と酒

中國の社會にあつては、古くから酒はあらゆる人々によつて、しかもあらゆる機会に、好んで用いられたようである。喜びの時はいうまでもなく、悲しみの時も苦しみの時も、この酒によつて苦痛を除かんとし、更には刑罰として

酒を飲ませる、という規則する設けられていたようである。

尚秉和の「中國歴代風俗事物考」の飲食部の酒の項を見ると、周代には酒正なる酒に関する役所の長官が、造酒の法令を作つて、適正な酒を作らせるといい、釀酒の法が、米や黍、其他の材料、及びその分量の配分、酒の種類、貯蔵の方法などが詳細に述べられている。更に酒のはかり方、盃の種類、宴会での酒樽の置き方と、それに対しても坐り方、そして御互いの飲み方、罰盃のことなどが詳細に述べられている。

まさしく中国の人々に取つて、酒はなくてはならない、生活の要素であつたようである。「前漢書」卷四食貨志下に

酒者天之美祿、帝王所以願養天下、享祀祈福、扶衰養疾、百礼之会、非酒不行

とて、酒を天之美祿と称し、又「同書」に、酒は百藥の長なりとした天子の詔が下されている。この言葉は愛酒家の最も好んで用いられているものであるが、中国の人々がまさしく百藥の長として酒を飲み、不老長寿のものとしてこれを考え、酒仙の文字が出来ている程である。

文人詩人が酒に一生を托したことは、竹林の七賢人や、李太白、白樂天さては田園の詩人陶淵明など、その道の代表者によつてこれを知ることが出来る。

しかしながらこのような酒の国にあっても、単に百藥の長としてこれを謳歌しているのではなくて、酒の有害を説いてこれを禁じている場合もあることである。薬も用い方によつては毒となる。百藥の長が、身体をむしばむ百毒の酒となることも当然であつて、洋の東西を問わず、古今を通じて同様である。かの陶淵明に止酒の詩があるが、これを見ると彼はまさしくアル中の患者であろう。

更に個人的な自由意志による禁酒ではなくて、国家が権力によつて、禁酒を命じたことがしばしばであった。顧炎武の「日知錄之余」卷二禁酒の項を見ると、漢の法律では、三人以上集つて、理由なくして飲酒した場合は罰金四両といふ又景帝、後漢の和帝、順帝、桓帝、獻帝の、酒の売買を禁ずる詔令を掲げている。已下蜀の先主、晋の孝武帝、安帝、前趙の劉曜、後趙の石勒、宋の大祖、南齊の武帝、魏の文成帝、獻帝、東魏の孝静帝、北齊の武成帝、後主、後周の武帝、唐の高祖、太宗、高宗、玄宗、肅宗、代宗、遼の興宗、金の熙宗、海陵王、世宗、哀宗、元の世祖、成宗、武宗等に至る歴代の朝廷の禁酒令を掲げている。

さてこのように歴朝に亘る禁酒令は、一体何が原因であったのか、仏教の不飲酒戒と同じ理由であったのであろうか。今以上の禁酒令の内容を見ると、「日知錄」では頗る簡単で充分これを知ることは出来ないが、一応これによつてその理由を尋ねて見ると、大体次のような結果を知ることが出来る。

第一は旱魃、水害兵難のために飢餓となつて、酒を造ることは一層これが被害を大とならしめるために、禁酒といふよりも酒を造ることを禁じたもので、國家の財政面からする造酒、酤酒の禁であつた。

第二は矢張國家の経済上からの問題で、造酒は米其他の多くを消耗するからという理由である。例せば北魏の獻帝の時

正光後、国用不足、有司奏断三百官常給之酒、計一歳所省米五万三千五十四斛九斗、糵穀六千九百六十斛、麴三十万五百九十九斤

とあつて、国用不足の故を以て、百官常給の酒を禁ずるに至つた。これだけでも一ヶ年で米が五万三千五十四石三斗と、穀六千九百六十石、麴三十万五百九十九斤が出て來るのであつた。もつともこの国用不足といふことは、「魏

書」食貨志によれば、「四方多事 加以_ニ水旱、國用不足」とあるから、兵難や水旱のために、國家經濟上の問題となつて、不足を生じたことを知ることが出来、第一の原因と関連しているものである。

第三は、飲酒することによって、色々の弊害が生ずるからである。北魏文成帝の大安四年正月の禁酒は、士民多因_ニ酒酗訟、或議国政

という飲酒による訴訟問題や、国政批判の問題が出るから、君主專制国家としては、好もしからざる状態であったからである。又唐の高祖武德二年閏月の詔には、「絶業亡資」とい、肅宗の乾元元年三月の詔は、酒価尤も貴きが故に、「遊惰之徒、益資廢業」ということから、禁酒したのである。

このように国家的な立場から、經濟上からと、政治上からとの二面から取上げて、禁酒の詔を下したことは、これは当然のことといわねばならない。然しこれは単に一時的なものであつて、人間の自然の欲求にはどうすることも出来なく、いつでも酒は快樂をもたらすものとして、人々の愛用となつて來たのが、中国における酒の歴史であろう。

六 不飲酒戒の受容態度

(一) 五戒について

仏教が中国に流傳されて、先ず突き当る問題の一つは、酒の天国といつてよい中国社会にあって、その酒を禁じなければ仏教徒とはいえない、ということであった。専門の出家は当然のこと、仏教信者たる在家の人々も、禁酒を規定された五戒を守らねばならぬということであった。五戒が在家の仏教徒の必須条件だとすると、中国の人々に取つ

て仏教は、到底宗教としてこれを受け入れることの出来ない存在となるのであった。それは五戒には、厳然とした禁酒の一項があつたからである。

勿論仏教にあつて在家信者は、必ずしも五戒をそのまま守らなくてもよい。という説があつた。五つの戒律を悉く守らなくても、その一つか二つを守つても、仏教信者といつてよい、という説が出されている。前にも掲げたが「優婆塞戒經」卷三受戒品第十四に

三帰を受け已れば優婆塞と名づく、その時に智者は復たまさに語りて言うべし、善男子よ、諦かにきけよ、如来正覺の優婆塞戒を説き給うに、或は一分あり、或は半分あり、或は無分あり、或は多分あり、或は満分あり、若し優婆塞、三帰を受け已れば五戒を受けざるも優婆塞となづく。若し三帰を受け、一戒を受持せば、これを一分となづく。三帰を受け已りて、二戒を受持せば、これを少分となづく。若し三帰を受け、二戒を持ち已りて、一戒を破らば、これを無分となづく。若し三帰を受けて、三四戒を受持せば、これを多分となづく。若し三帰を受けて、五戒を受持せば、これを満分となづく。汝は今、一分の優婆塞とならんと欲するや、満分とならんと欲するや、若し意に随つて説けと。その時に智者は、まさに意に随つて戒を授くべし

と。これによつて優婆塞即ち在家の信者と呼ばれる人、中国では居士といわれているが、この在家の仏教徒は、五戒を必ずしも全部受ける必要はなく、自分の意に随つて、一戒でも二戒でも、或は三四戒、或は五戒全部でもよかつたようである。ここでは五戒が在家仏教徒の必須条件ではなく、ただ三帰だけでもよかつたのである。三帰だけは必須条件で、五戒は一分多分でもよかつたのである。五戒がなくとも、三帰戒だけで優婆塞となつたのであつた。

この三帰五戒の説については、既に早く先学によつて論ぜられているが、インドに在つては初めは三帰だけであつ

たのが、後になつて三帰五戒として、在家信者がこれを受持したものであろう。が必ずしも五戒が絶対とされなかつたことは、「優婆塞戒經」の如き經典が存在する所以であつた。

しかしながら「毘尼母經」卷一に

優婆塞は、ただ三帰のみにあらず、更に五戒を加えて始めて優婆塞となづくことを得るなり
と、三帰五戒を真の優婆塞の姿としている。このようないつの説が、上記の經典を代表として、各々これに同調する諸經典と共に、中国に流傳されたのであつた。

中國の人々に取つて、当然にこの五戒の一分多分の受持説を取つたであらうと思われるが、不思議にも毘比母經系の五戒受持説に力を入れ、一分少分説を余り取つていなかのようである。それは五戒ということを、儒教における、仁義礼智信の五常に対比し、この両者の一致を説いて、中国社会の人々に、仏教を理解せしめ、これを受容せしめんとしたことによつて知ることが出来る。

たしかに五戒は、中國仏教にあつては、在家の信者の守らねばならぬ戒律であつたのである。人々が人間として守らねばならぬ五常の徳目は、仏教においては五戒と名付けられたのである。⁽⁵⁾仁義礼智信の五常は、仏教の不殺生・不偷盜・不邪淫・不妄語・不飲酒の五戒に相当することを、あらゆる方法によつて説明したのであつた。

この五戒と五常との対比については、既に嘗て論じたことがあるから、詳細はそれに譲るが、ただ第五戒の不飲酒戒を、五常のどれに当てたか、そしてこれが解釈と、それが妥当性をいかに苦心したかを知らなければならぬ。

「提謂波利經」は北魏の曇靖によつて作成された所謂偽經と称せられるものであるが、これは五戒を儒教の五常に一致せしめんとしたもので、經典という名の權威に托して、五戒を仏教徒の戒律たらしめんとしたものであった。天台の智者がこの五戒を単なる戒律と見ず、「五戒は亦これ大乘の法門なり」（金光明文句）といい、「五戒は天地の根にして、衆靈の源なり、天これを持して陰陽を和し、地これを持して万物生ず、万物の母、万物の父なり」（法華玄義）といい、更に五戒は「長生の符であり、不死の薬であり、長樂の印である」（同上）といふに至つた。いかなる人も五戒を見のがすことが出来ない説明に展開して行つた。

それではこの五戒は、特に今ここで問題にしている不飲酒戒は、五常のどれに対比されたであろうか、今五戒五常の一致を説いた仏教者の説を纏めて見ると、一は不飲酒戒を五常の智に當て、一は五常の礼に充當している。前者は北齊の顏之推の「家訓帰心篇」、天台の「摩訶止觀」六上、唐道世の「法苑林」卷八八、宗密の「原人論」、宋孝宗の「原道論」、宋の湛然の「止觀輔行伝弘決」卷六ノ二、及び天台系のこれを注解する人々、契嵩「孝論」などであり、後者は天台の「仁王經疏」卷二及び法琳の「弁正論」に引用された北魏曇靖の「提謂經」である。

何が故に智が不飲酒戒となり、又礼がそれと一致するのか、これらの一致論には詳細な説明を欠いているが、天台の「仁王經疏」卷二の「提謂經」の説明は、

以_三不殺_一配_三東方_一（乃至）、不飲酒配_三南方_一、南方是火、火主_三於礼_一、礼防_三於失_一也

といつて、不飲酒を五行の火に充て、火は礼を主とし、礼は失を防ぐという。故に五常の礼と不飲酒戒とは同じとするようである。不飲酒戒も失を防ぐからであろう。更に法琳は「弁正論」に提謂經を引いて、

不飲酒曰_レ礼、礼主_レ心、火之位、四月五月、大陽用事、天下太熱、万物發狂、飲酒致醉、心亦發狂、口為_ニ妄語、

乱道之本、身致_ニ危亡_ニ、不_レ尽_ニ天命_ニ故禁以_レ酒、酒無_レ礼

という。天台よりも詳細に不飲酒の礼たることを説明している。酒は身心共に発狂して無礼なるが故に不飲酒は礼なりとする。この説明は一応人々に首肯せしむるようである。しかるに五戒五常の一致を説く多くの人々は、この説を取らずに、他の説即ち不飲酒を智とする説を取ることである。では不飲酒が何故に智であるのか、

道世は「法苑珠林」卷八八の五戒部に

今見奉戒不殺、不求仁而仁著、持戒不盜、不欣義而義敷、守戒不姪、不祈礼而礼立、遵戒不妄、不慕信而信揭、受戒捨酒、不行智而智明、

という。戒を受持して酒を捨てることによつて、智を行わざして智は明らかであるといふのである。智とは知者の知である。知者は惑はずといわれるその智である。智と知を一つとする場合が多いが、今この智はものに惑わざるの智である。酒によつて不明となるが故に、不飲酒を智といい、明といったものであろう。

天台の「摩訶止觀」卷六上では

智鑒明利 所為秉直、中當道理、即不飲酒戒（乃至）周孔立_ニ此五常_ニ為_ニ世間法藥_ニ救_ニ治人病_ニ

といつて、智と不飲酒戒とは、共に共通の明利となるが故であるとしている。この点酒を禁ずることは、智となることであるから、五常の智を五戒の不飲酒戒に対応さすのは、これ又理解し得ることであろう。唐の宗密も「原人論」に「酒肉を飲噉せざれば、神氣は清潔にして、智を益すなり」といつているのもこれである。かくの如く不飲酒戒は、五常の礼にも智にも対応するものであるが、更には「魏書」の釈老志は

又有_ニ五戒_ニ、去_ニ殺盜婬妄言飲酒_ニ、大意與_ニ仁義禮智信_ニ同、名為_レ異耳、

といつて、何ら一つづつ対応せしめず、大意は仁義礼智信と同じで、ただ名が異っているのみであるとしている。順序として強いて当てれば五戒の第五の不飲酒戒を、五常の第五の信とでもするのであろうか。しかしこれはそんな意味ではなく、大意という文字が示しているように、五戒と五常とが全体として同じ、ということであろう。

唐の法琳は「破邪論」卷上にこの説を受け、宋の契嵩は「輔教編」原教で、五戒十善は五常仁義と異号にして一体である、といつてゐるのは、いづれもこの意である。

思うに仏教徒の意図するところのものは、仏教徒の戒律たる五戒が、いかに中国の人々に理解し得るようにするかにあつたもので、五戒と五常が、五と云う数字において一致せしむればよかつたのであつた。別に五戒を五行、五星、五嶽、五藏、五帝、五德、五色などの中国的な思惟に一致せしめたのも、そのことであつて、各箇別々の対応は一応の対応であつて、どれでも説明はつくのであつた。従つて不飲酒戒が智に対したり、札に対したりしているが、それはいわゆる「拠勝為論」すればということであつて、要は五戒は儒教の五常と、大意は同じであつて、名が異なるだけであると知らしめるにあつたのである。

不飲酒戒が札であつても、智であつても、或は信でも義でも、それには余り問題はなかつたようである。

(三) 五戒は在家の必須条件ではない

既に上來述べて來たように、優婆塞が三帰五戒と揃つて受けねばならぬというのは、有部派のことであつて、他の部派では三帰だけでも優婆塞と名付け、又五戒も必ずしも全部でなくとも、一戒でも二戒でもよかつたのである。ここで問題は一戒でも二戒でもよいと云うことは、他の戒を犯してもよいという意味ではないことである。例へば不殺

生戒だけを受けて、他の四戒を受けないということは、盜んでも、嘘をいっても、邪姪しても、飲酒しても、それでよいということではなくて、せめて一戒でも受けて、これを正しく厳重に守ろうとするに外ならないのである。受戒と破戒ということは、嚴重であり、破戒の罪の重いことがこれで知られる訳である。破戒する罪を犯すのであれば、受戒しなければ、その罪はない訳であるからである。このように五戒を受けるということは、人生生活の上に重大な転機をなすことであつたのである。

中國に在つてはどうであつたか、上に述べたように、五戒を五常に一致せしめて、仏教徒の守るべき戒律としたのであるが、この場合に、この五戒を、インド的な犯が重罪を伴うという嚴重な意味に受け取つたかどうかである。

一体五戒を理解するために、儒教の倫理五常の徳目をこれに充当したが、若し五戒をそのまま五常と考えた場合、五常の違犯には何ら直接的な犯罪を構成しない。仁義礼智信の五常は、社会倫理であり、又人間に於ける精神生活の規範であつて、これに反するからとて、直接に罰を加えられるものではなく、刑法の対象にはならなかつたのである。

このような意味に於いてもし五戒を受け入れたとするならば、インド仏教と中国仏教との性格は頗る異質のものとならざるを得ない。が恐らくこのような性格に多少とも変貌したのが、中国仏教の五戒であったのである。しかし唐の「大唐六典」に「酒に酔つて人と争つた者は還俗せしむ、飲酒食肉する者は苦使の刑にする」とあることは、國家権力によつて僧尼の飲酒を禁止し刑を科したものとして注意せねばならぬ。それも、五戒五常の一貫から更に「梵網經」の戒を孝となすという定義は最もよく、戒が中国的變化をなした好例であつた。孝は中國人士に取つて、金科玉条のものであり、精神生活の支えとなつてゐるもので、家を正しく保ち、社会及び国家を、共に理想的に建設して行

く、その中心的な支柱となるものが、この孝であったのである。その孝とは、仏教の五戒であるとしたところに、中国仏教の特質を見るのであるが、五戒本来の意義とは大いに変貌していることは仕方のないことであった。

いづれにせよこのようにして、五戒が中国の人々に受容されたであろうが、又一方に於いて、インドにおける同じように、五戒を必ずも守らなくてもよいという考え方を持っていたことである。ここに特に不飲酒戒との関係が、大いに深く介入していることを知るのである。即ち結論からいうならば、不飲酒戒を除かんとしたためであり、中国人士に対する、好酒の人々を予想して、飲酒しても仏教徒となることが出来るといわんとした、苦心の説明であつたであるうことである。

北齊の文宣王は「淨住子淨行品」の在家懷善門に、在家の戒を、或是一戒二戒三戒、乃至五戒八戒十戒といつて、八關齋や十善戒のことなどに及んでいるし、又戒法撰生門二十には、在家の人は三帰が中心であり、これが第一であるとして、五戒は次の問題のようにしている。

又前に屢々取上げた「法苑珠林」八八の五戒篇に、「成實論」、「付法藏經」、「優婆塞經」を永く引用して、五戒の少分、多分、満分のことを論じ、沙門は五戒を授ける時に何の戒を受けるかを聞いて、その戒を受けねばならないといつている。少分のもの、多分のもの、五戒全部の満分のもの、それから無分の信者と、種々の信者がいたようで、ここに不飲酒戒を受けなくてもよい、確たる証明を得たことである。道世は特に不飲酒戒の説明の度に、この少分多分を掲げてすることは、尚更この感を深くするものである。

このことは「大智度論」十三の不飲酒戒の後に問答を設けて論じているもので、中国仏教としては、この「大智度論」の説を雙手を上げて受け入れたことであろう。在家信者は必ずしも五戒を必須条件としたものではなく、特に守

られない、破戒し易い、しかも遮戒たる不飲酒戒は避けたいと考えたのである。

しかし乍らあくまでも正面では、五戒は五常としてこれを守らねばならなかつたし、禁酒運動も亦当然のことではければならなかつた。戒律は仏教者の守らねばならない、当然のものであつたからである。

(四) 梵網戒における禁酒

上に述べたように、中國に在つては五戒は儒教の五常と同一のものであると説明し、その中の不飲酒戒は、佛教徒の守らねばならぬ規範となした。更にここで注意せねばならないことは、インド伝来の戒律ではなく、恐らく中国において出来上つたとは思はれる「梵網經」の戒律の内に、不飲酒戒と不酷酒戒とがあることである。しかもこの戒律は菩薩戒とし、大乗佛教のものとし、「四分律」などの小乘律に対抗して、大いに隆盛となつたものであつた。

天台大師を初めとし、華嚴の法藏等がこの「梵網經」に注解を加えて、これに依拠するところがあつたが爲に、中國における佛教徒は、多くこの「梵網經」即ち菩薩戒を中心として、彼等の生活を規定するに至つた。

今この「梵網經」の酒に関する部分を取りだして見ると、十重禁戒四十八輕戒中の十重禁戒第五に

若し仏子、自ら酒を酤り、人に教へて酤らしめば、酤酒の因、酤酒の縁、酤酒の法、酤酒の業あらん。一切の酒を酤ることを得ざれ、是れ酒は罪を起すの因縁なり、しかも菩薩は、まさに一切衆生の明達の慧を生ぜしむべし、しかるに反つて更に一切衆生に顛倒の心を生ぜしむるは、これ菩薩の波羅夷罪なり、

といふ、又四十八輕戒の第二に

若し仏子、ことさらに酒を飲まん、しかも酒の過失を生ずること無量なり、若し自身の手より酒器を過わたして、人に

与えて飲ましめば、五百世まで手なし、いかに況んや、自ら飲まんをや、一切の人を教えて飲ましめ、及び一切衆生に酒を飲ましむることを得ざれ、況んや自ら酒を飲まんをや、若しことさらに自ら飲み、人に教えて飲ましめば輕垢罪を犯す、

とある。酒を売るなというのと、酒を飲むなという一つの禁戒で、酷酒は重罪戒に入り、飲酒は軽戒に入っている。酷酒といつても、人に教えて売らせることが含まれ、飲酒も人に飲ませることも罪なりとしている。

ここで問題となることは、飲酒が軽罪で、酷酒が重罪となつていてある。普通には逆のように思はれる。酒が売つてあっても、個人が自己の抑制心によつて禁酒すべきであつて、飲酒、禁酒は自己の問題で、酒に罪ある訳ではない。しかるにここでは飲酒の罪よりも、酷酒の罪を重くして、これを十重禁戒の内に入れたのは、一体どうゆうことであろうか。

今上掲の禁戒を見ると、不飲酒戒の理由として、ことさらに酒を飲めば、酒の過失を生ずること無量であるからだとしている。例えば人に飲ませただけでも、その報いとして、五百世までも手なしの畜生道に生れるのであるから、自分が飲むとしたら、そのむくいはどんなことか想像が出来ない程であるという。

一方酷酒の方を見る。酒は罪を起す原因となるものである。一体仏道修行者たる菩薩と呼ばれる人は、一切衆生の明達の智慧を生ぜしむるものであるのに、反つて酒を売つたりして、これによつて一切衆生に顛倒の心を生ぜしめて、罪を起さすようなことするのとは重罪である、というのである。

ここで考えられることは、菩薩道の立場に立つて、酒を論じてゐることである。即ち小乗の立場ではなく、大乗仏教の立場であるということである。個人の得脱もさることながら、自己を捨て、一切衆生を救済せんとする菩薩の立

場にあつてこれを眺めていることである。一切衆生をして顛倒せしめ、罪惡を犯さすような酒を造つて売るということは、菩薩のとらざるところであり、これを犯すことあらば最も重罪である、としたのが、酷酒の禁戒である。酒を売るが故に、これを飲んで罪を犯す人が出るのであって、酒の罪を云々するなら、それを賣る者こそ罰すべきであるとするのが、酷酒戒である。これが大乘戒たる所以であろう。

天台大師は「菩薩戒經義疏」卷下にこの酷酒戒について

酒はこれ無明の薬なり、人をして惛迷ならしむ、大士の体は人に智慧を与う、無明の薬を以て人に飲ましむるは、菩薩の行に非ず、

とて、明らかに酷酒は菩薩行ではないことを述べ、且つ更に貨売そのことは、利を求めてのことであるから、制戒されているものであるとしているが、ここで彼は

薬酒は利をねがつて貰ると雖も、人を乱さざれば、貰るも罪なし

といつていて、中国仏教として注意さるべきである。薬酒としてなら、利益のために売つてもよいということである。ここに薬酒ということによつて、この酷酒戒の除外例を認め、菩薩行を完うせしめようとしていることである。酒の売買を認めるのは、それはただ薬酒とした時に限つてるのであるが、ここに薬酒としての含蓄ある文字が活用され、利用されるであろうことが、中国社会の仏教であったのである。

次の不飲酒戒の処にあつても天台は、飲酒の過失を云々しながら、しかも「梵網經」には何ら言及していない薬酒の問題を、ここでもだしている。即ち

必重病宣^レ藥、及不^レ為^ニ過患^ニ悉許也、未曾有經未利飲酒、此見^レ機為^ニ益不^レ同^ニ恒例^ニ

という。重病人に薬として飲ませると、その薬酒が酔乱とならなければ、飲むことを許すというのである。これは既に小乗律の内にもだされていたことであるが、天台はそれをことさらにここに出だして、薬酒としてならよいと説明したのである。しかも「未曾有經」に述べられた未利夫人の飲酒は、罪ではなくて社会を益することである。だから不飲酒戒といつても、単に恒例だけで処理出来るものではなく、薬酒として、反ってすすめねばならぬこともある、というのが大体天台の意見であろう。

次に華嚴の法藏の意見を見ることとする。

「梵網經菩薩戒本疏」第三に、酷酒戒については、十章に分つて詳述している。初めに酒の害を「大智度論」を引証しつつこれを述べ、飲酒は死毒を飲むものであると断じ、次に酒とは人をして昏醉せしむるものと定義し、次に

但だ飲むはただ己れ一身を損し、過ち深からざるを以ての故に、下の輕垢に属す、酷るは多人を損するが故に今重を制す。又菩薩は二利の中には、利他を最とするがために、但だ益生に乖くに、己に非理となす、況んや乃ち損を成するが故に、宜しき所に非ず、

という。飲酒は自分一個の損害であるが、酒を売ることは、多くの人々に害毒を与えることで、一切衆生に益を与えるとする菩薩行に反することであるから、飲酒戒よりも、酷酒戒の方が重いというのである。全く大乘戒としての特質を示しているということが出来よう。

次の酒の得報では、釀酒家の罪は酒河地獄、酷酒家の罪は酒池地獄、飲酒人の罪は灌口地獄であると、珍しい地獄の名を列記している。更に卷四の不飲酒戒についての説を見ると、先づ酒は憚狂の薬であるから、重過これによつて

生ずとして、「四分律」の十失を出だし、「大智度論」の三十六失をいい、更に前に掲げた「大愛道比丘尼經」を出だして、酒は毒酒、毒水、毒薬、毒氣なりとして、この不飲酒戒の文を釈解しているが、尚彼はその内で七に通塞とは、若し生命の難等を救はんがために即ち酒を飲ましむるは犯なし、未利夫人等の如し。又彼の無間業を救はんとして、同じく飲みて彼を勧めて、龜重の業を息むれば、理として亦犯なしといつて、飲酒しても不犯である場合を述べることを忘れてはいない。中国仏教にあっては、酒に対しての除外例を強く主張せねばならなかつたものであろう。一体その除外例に常に出される未利夫人の場合とは何であるのか、このことは後に述べるであろう。

(五) 仏教徒の禁酒に就いての見解

以上のように戒律に規定された禁酒問題は、仏教徒に取つてどのように受け取つて行つたかということは、上述の天台、華嚴の両代表者の梵網戒の解釈によつてこれを知り得たが、更にここでは律典の注解ではなく、中国仏教者の立場にあつて、これをどのように理解したかを見るために、唐の道世の「法苑珠林」の説を掲げることにする。

「法苑珠林」は仏教における、あらゆる問題についての百科辞典的なものであるが、同書の卷九十三酒肉篇には、酒についての意見を詳細に論じている。仏教徒としてこのように酒の問題を力説しているのは、恐らく彼が第一であろう。先づ最初に述意部第一として

それ酒は放逸之門なり、大聖その苦の本たるを知つて、酣肆を遠ざけ、酒縁を離れ、醉朋を棄てて法友に近づき、昏門を出でて醒境に入らしむる所以なり

といつて、酒の放逸の門たるを規定し、不飲酒戒を肯定して、禁酒の問題に入ろうとするのであるが、次の飲酒部第一に、「述曰」として、

この一教には權あり実あり、權は則ち漸誘の訓にして、輕を以て重を脱す……もし実教に約せば、輕重ともに禁なり、始末も犯さず、これを持戒と名づく

といつて禁酒戒に權実の意のあることを述べ、初めに權説によればといつて、誘引の方便權説を、「未曾有經」を引用して説明している。少し長いがその大意を引くこととする。

その時国王の太子祇陀は仏に白うして云く、昔仏は私に五戒を持せしめて今日に及んだが、私は今これを捨てようと思う、何故かと云へば、五戒の内酒戒は持することがむつかしい、破戒の罪を犯しそうであるからである。世尊は告げて曰く「汝じ酒を飲む時に、何か惡事をなしたのか」と。祇陀白すよう「國中の強豪が時々に相集り、酒食を持って、共に楽しく語らい歡樂を致します、惡事などはありません。なぜかといえば、酒を得ても戒を念じて放逸はありません。それ故に酒を飲んでも惡を行いません」と、仏言く、「善哉・善哉、祇陀よ、汝は今までに智慧方便を得た、もし世間の人がよく汝のようであれば、終身酒を飲んでも何んで悪いことがあるうか、かくの如きの行者は、乃ちまさに福を生じ、罪あることなし、もし人飲酒して惡業を起さず、歡喜心の故に煩惱を起さず、善心の因縁によつて善果報を受く、五戒を持して、飲酒しても何の失があろうぞ、飲酒念戒は益々その福を増すと。ここでは五戒の破れるのを恐れて、五戒を捨てようとしたのに対して仏は、飲酒しても惡事をなさなければ、飲酒は罪ではない、反つて飲酒によつて歡喜心を生じ、煩惱を起さず、善心の因縁で善果報を受ける、飲酒しても念戒すれば、福が増すというのである。五戒を持しながら、飲酒の戒を犯しても、それが忿戒して惡事をなさざれば、五

戒を犯したことにならず、反つて福を招くものであると説明している。全く大乗仏教の精神であり、仏陀の真精神である。中国仏教としては、最も適応した解釈であったのである。次に更にこの話は続く。

時に波斯匿王は仏に白すよう、私は昔狩獵の遊びに出た時に、料理人をつれて行くことを忘れた。深い山中にあって空腹を覚え食を求めたが、左右の臣が云うよう「王は今朝出発の時に何も料理人を連れてくる命令がありませんでした。それで食事はありません」と。私はこれを聞いて直ちに馬を走らせて王宮に還つて食をもとめしめた。王家の料理の長は修迦羅といつて、國中唯一人の忠良にして立派な人であったが、今王の急な食を求められて、「今作つたのはありません、直ちに作りましょう」と答えた。私は時に空腹に堪えかね、怒りのため考へる隙もなく、臣に命じて斬殺せよと。時に末利夫人、この事を聞いて甚だ愛惜し、且つ王の飢乏を知つて即ち、好肉美酒を用意し、自分は沐浴し名香もて身体を莊嚴して、大勢の妓女をつれて我の處に來たる。私はこれを見て瞋りの心が止んだ。というのは、元来末利夫人は五戒を持して、酒を断つて飲まない、それで私は常に心で恨んでいたが、今日は忽然として酒肉を将ち來つて、共に飲んで娛樂し、情を釀かんとするからである。そこで夫人と共に酒を飲み肉を食べ、音楽をなし歓喜し娛樂をなした。夫人は私の怒の心がなくなつたのを見て、王の命として伝えて料理の長官の命を救つた。

翌朝私は自責の念に堪えず、元気なく顔色はしようすいしていた。夫人は何か憂い事でもと聞く、私は昨日のことを話して悔恨すると、夫人は笑つて曰く、其の人健在なりと、左右に命じて殺した筈の修迦羅を連れてくる。私は大歓喜して憂悔は忽ち除かれた。そこで私は仏に白して言うよう、

末利夫人は仏の五戒を持し、又月に六齋を行じている。一日中五戒を持しているが、その五戒中の今飲酒妄語の二

戒を犯し、八斎戒中の六戒を犯したが、このことはどうなりますか。犯戒の罪は軽いか、重いですか。世尊はこれに答えて曰く、

このような犯戒は大功德を得る。罪あることなし、何故かといえば、その犯戒が利益となるからである。しかも夫人の修善に二種あって、破戒修善を有漏善と名付け、凡心起す所の善を無漏善と名付くと、

この末利夫人の話によつて、飲酒が有漏善であり、大功德であり得ることがあることを説明しているもので、それは世の利益のためであり、殺人の如き大罪を除いたがためであつた。「未曾有經」の引用は更に続く、

そこで王は仏に白すよう、世尊の仰せでは、末利夫人の飲酒破戒は、恶心を起さないから、功德あつて罪報なしということですが、このことは一切の人民も亦皆同じであります。飲酒しても恶心を起しませんから、末利夫人と同じであります。何故なら次のようなことがありました。

近頃舍衛城中の諸豪族刹利王公が、一寸した争いからら大きな怨を互に抱き、各々党を結んで兵戈を交えようとしていました。両家はいつもも皆国の親しき者同志、鬭争すべきではない、しかも練めても聞き入れないので、深くこれを憂いた。その時自から憶うよう、昔私が太子であった時、大臣の提韋羅と忿を懷き、彼を誅滅しようと思つたが、太后の計いで共に酒を飲んで、情が和らぎ以てことなきを得たことを思い浮べた。そこで私は忠臣に命じて、好酒と諸々の立派な膳を準備させ、國中の豪族群臣士民を悉く集めて、國家の大事を論ぜさせようとした。両徒の眷属五百も應召されて集まつた。そこで私は殿上に大樂を莊嚴し、忠臣に命じて琉璃の盃それは三升も入るもの、その他いろいろの宝の盃に好酒を満たし、先づ私が衆前に於いて一盃を飲んで曰く、今ここで国事を論じようと思うが、今人々はまずこの一盃の甘露の良薬を飲んでから、然る後に事を論じてほしいと。人々は唯だはいと承

にして、酒を飲んだ。そこに大音楽がなされた。人々は酒を飲み、楽しい音楽を聞き、心中に歓喜を生じ、仇や恨みを忘れてしまった。かくして酒によつて諂いが息み、平和となつた。

さてこのことはどうしてよいことでないといわれようか、皆酒の功である。今世間を見るに窮貧の人、小人、奴客、婢使、夷蛮の人は、お祝いの日とか、或は酒店とかに集つて飲酒する。心が愉快になるから人に教えられなくとも、各々が起つて舞う。酒を飲まない時はこんなことはしない。これで知れるように、人は飲酒によつて歓樂を致す、心が歓樂の時には惡念を起さない。惡念を起さなければ、即ちこれ善心である。善心の因縁は応に善報を受くべきである。世尊は善を施せば善報を、惡を施せば惡報をと説く。末利夫人は前身から好く人に施したから今好報を得たのである。世尊はそれなら何故に五戒を持せしめ、月の六齋を行ぜしめられるのでしょうか、六齋の日は香華服飾も出来ず、音楽も不可、又近所の夫婦愛好の姿をも許しません、一体どんな施が、功というのでしょうか、これは却つて苦ではなかろうかと、

仏は王に告げて曰く、大王の難ずる所は、不如是ではなく、一應はもつともである。しかし末利夫人が年少の時にもし我が命じて戒法を受けさせ、智慧を修せしめなかつたら、どうして今日のような徳によつて、よく大王を度することが出来ようか、このような功は一体誰に帰すべきであろうか、皆五戒や六齋の功ではないかと、

さて以上が道世の禁酒戒に對しての意見であり、權説方便として飲酒を不犯とする立場を述べたものであるが、彼が引用した「未曾有經」というのは、現在「大正大藏經」十六卷に撰められてゐる失訛の「仏説未曾有經」ではない。これには何ら飲酒に關することも、末利夫人のことも述べてないから、全く別個のものである。しかもこの「未曾有經」の末利夫人に關する飲酒の引用は、既に天台や華嚴によつて引用されているもので、飲酒を不犯とする好適例な

のである。いづれにしても道世はこの「未曾有經」によって、飲酒しても惡を行せざれば不犯であり、更に積極的に、飲酒によつて歡喜心を生じ、善報を得るものであり、福を生し、功徳を得る所以であると説く。末利夫人の飲酒の如く、飲酒によつて殺人の大罪を止めることは、飲酒の功徳である。このことは誰でも同じことで、飲酒が大罪を止め、平和をもたらし、社会の利益になることであればそれは破戒でありながら破戒ではなく、却つて功徳を修していることになるのであると説明する。

かくて道世は権説とはいゝながら、中国仏教における不飲酒戒の問題に対し、忌端なく中国仏教徒の立場においてこれを論じたものということが出来る。

次に彼は実説に約せば、少しでも戒を犯さないのが眞の持戒というものであるとして、ここでは多くの經典を引用して、禁酒のこと及び、酒の失を数え上げている。即ち「長阿含經」の六失、「智度論」の三十五失、「沙弥尼戒經」の三十六失などを掲げて、「飲酒の咎は來報の罪なきに非ず」といつて、「優婆塞戒經」を引いて、現世の惡報と共に、後世地獄の惡業の果を述べている。

このように飲酒の失を述べ、地獄の惡報を引用しているが、しかも尚実説を説く場合でありながら、権方便の立場と同じような説をだしていくことに注意すべきである。

又成論　問云、飲酒是實罪耶、答曰非也、所以者何、飲酒不_レ為_レ惱_ニ衆生_ニ故、而是罪因、若人飲酒則開_ニ不善門_ニ能障_ニ定及諸善法_ニ、

と、飲酒そのものには罪はないのであって、飲酒の罪とは不善門を開き、もろもろの善法を障礙するからであるといふのである。ここでは飲酒には實罪なしといつてゐる。

又「正法念經」を引いて「酒はよく人心を乱し、人をして羊等の如くならしむ」、「飲酒は地獄に至り、亦餓鬼處に到り、畜生業を行う」、「酒は毒中の毒であり、地獄中の地獄であり、病中の大病である」といなながら、次に問答を設けて、薬酒としてなら飲んでよしとしている。

問曰、無病飲得罪、有病開飲不

答曰、依四分律、實病余藥治不_レ差、以_レ酒為_レ藥者不犯

問曰、開服幾許

答曰、依文殊師利問經云、若合藥醫師所說、多藥相和少酒、多藥得用、又、舍利弗問經云（乃至）若消病苦、非先所斷

このように病の為なら飲酒もよしと認めているのであるが、道世は、飲酒が常に病氣を口実とされるであらうこと恐れて、これに警告を発している。

述曰、不得見_レ前文、開籠通總飲、必須實病、重困臨終、先用_レ余藥_一、治皆不_レ差、要須酒和得差者、依前方開比見無識之人、身力強壯、日別馳走、不依衆儀、少有微患、便長情貪、不護道業、妄引經律云、仏開種種湯藥、名衣上服施仏及僧、因公傍私詭誑道俗、是故知人守戒如命、不敢犯之、

と。まことに酒を薬酒となすことは、不飲酒戒を犯さない、もつとも立派な正当なる道であった。病氣は単に肉体的な、外見的なものばかりではなく、精神的な内面的な多くの病もあることであるが故に、薬酒ということは、飲酒家の仏教徒に取つて、いかに嬉しい言葉であったであろう。中国にあって、すべての習俗にまで酒を取り入れている、酒愛好の中国人々に取つて、禁酒を条件とする仏教徒たるんとする人々に取つて、又仏教を一般大衆に弘布せんと

する人々に取つて、この言葉は、最も魅力あるものであり、含蓄ある言葉として歓迎されたことであろう。

道世の禁酒に対する理解が、この方面を考慮に入れ、中国仏教としての立場を忘れていたことを物語るものであろう。かくして彼は、飲酒戒に対し、明らかに薬酒と毒酒とに分別して区別し、薬酒としての場合は、それが薬なるが故に、不犯であるが、若しこれが毒酒としての場合は、地獄の惡報を受くと説いたものである。勿論このことは、在家も出家も同じことである。

前節で述べた天台及び華嚴の説に、「未曾有經」を引用したことは、道世と同じように、不飲酒戒の除外例を認めて、薬酒とし、更には他のため社会のための公の利益になることなら、飲酒も又よしというにあつた。これは道世と共に中国仏教が酒に対して寛大な措置を取つてゐるようと思われる。

即ち「未曾有經」は大罪を抑止するため、戦いを中止して平和となるため、更には飲酒しても惡業をなさざれば、という理由によつて飲酒を認め、積極的に功德ありと方便説すら出だしているものである。中国仏教はまさしく、この「未曾有經」の説を拠りどころとして、飲酒を認め、在家の飲酒家に対する仏教の弘布に努めたものであろう。

次に宋の道誠の「釈氏要覽」の説を見るに至る。卷中に飲酒の項を設けて、「涅槃經」、「成実論」、「四分律」「沙弥戒經」を引用し、飲酒の害と失とを述べているが、更に道世の「法苑珠林」に云くとして、上述の道世の実教に約した禁酒の文の大意を出だしている。しかも飲酒してたとえ精神を乱さない人も、過を犯さない場合であつても、飲酒そのことが戒を破ることであるから有罪なりとしている。これは道世の権説を強く主張したのとは、多少趣きを異にしている。しかしながら巻下の贍病の項に、「得以酒為藥」の名目をいだして、薬酒としての場合はこれを許可していることは、他の人の場合と同じである。即ち「分別功德論」を引用して、その因縁を述べる。

祇園に一比丘があつた。病床に臥すること六年であつた。優波梨が見舞つて、何がほしいかを問う。答えて云く、ただ酒だけと、優波梨曰く、少し待て、私が仏に問うてからと、遂に仏のもとに至り、病比丘が酒がほしいといふ、薬となしてよいか悪いか分りません、と問う。仏言く、私が制する所の法は、病苦を除くものであると。そこで優波梨は酒を求めて比丘に飲ませ、ために病は平復した。重ねて彼の為に説法して羅漢果を得しめた。そこで仏は優波梨を讃嘆した。

この物語りは、病の為なら飲酒してもよいことを、仏によつて証明されたものである。しかも酒を求めて飲ませた優波梨を、治病と得道との功によつて賞讃されている。飲酒の功德を述べたものと見てよい。この点上掲の諸師と軌を一にするものである。

七 仏教々団における飲酒の弊風

仏教が不飲酒戒を生活の規範として、道俗を通じてこれを守ることを規定しているが、中国仏教にあつては、中国社会における風俗習慣上、禁酒ということは、生活上の大問題でなければならなかつた。ここに上に述べたような、禁酒の除外例の適用という理論が大いに流行することとなつたのである。

このことは特に在家信者にいえることで、出家教團にあつては、いつでも禁酒であった。飲酒は修行の障りとなるからであった。しかしながら現実は必ずしもそのようではなかつた。飲酒を否定する出家教團においてすら、飲酒の悪弊が行はれていたことは、各種の文献の示すところである。

最も早い文献として、三国頃の牟子の「理惑論」に⁽⁷⁾

今沙門耽^ニ好酒漿^一 或畜^ニ妻子^一 取^ク賤売^ク貴^一 專行^ニ詐詭^一

とて沙門の飲酒を初め、多く非行を述べ、又「魏書」の嵇老志には、北魏の武帝廢仏の動機となつた、長安の一寺院の検索に、多くの武器と醸酒具が発見されたことを述べている。⁽⁸⁾ 寺院における酒釀を物語るものであり、従つて僧尼における飲酒も想像し得ることである。そのことは梁武帝の「断酒肉文」によつて、具体的に証明される。「広弘明集」卷二十六所収の梁武帝の断酒肉文を見ると、

今出家人 或為師長、或為寺官、自開酒禁、噉食魚肉、不復能得施其教戒、

と明らかに出家人が飲酒し食肉していることを述べている。断酒肉文は単に出家だけでなく、仏教徒たる者の僧俗を対象としたものであったが、在家人は未だ恕すべき点があつたのである。文に云く

在家^人雖^ニ復飲酒噉肉^一 無^レ有^ニ譏嫌^一 出家人若飲酒噉肉^一 使人輕^ニ賤仏法^一

といふ、又

在家^人雖^ニ復飲酒噉肉^一 皆是自力所^ク弁^一 出家人若^ニ飲酒噉肉^一 皆他信施

といって、在家と出家の同じ飲酒でも、出家の飲酒は罪深きことを述べている。しかし在家人にあつても、飲酒の害は同じことで

檀越酒是惡本、酒是魔事

と云つて、これを禁じたことは、梁武帝彼れ自身の行状に照しても当然のことであつたであろう。

唐の段成式の「寺塔記」卷下（酉陽雜俎續集卷五所収）に、

平康坊の菩薩寺で釀酒百石の餅甕を廊下に並べた記事が見え、更に飲酒の具体例としては、唐懷信の「釈門自鏡錄」卷下、飲噉非法錄九に出ていている。

即ち宋の新寺沙門難公は、出家より未だ一度も飲酒したことがなかつたが、同門蘭公に勧められて一升ばかりの酒を飲んだために、冥界の王に召されて三年の謹を蒙るの話、又齊の鄴下大莊嚴寺の円通が、飲酒して、聖者の為に驅責せられる話、齊の梁州薛寺僧道遠が、好んで飲酒していたがために、遂に罰を蒙つて眉毛が脱落してしまつた話、次は隋の河西隋興寺法四が飲酒して、閻羅王に罰せられる話、次は唐の沢州清化寺玄鑑が、酒を非法として禁酒運動に活躍する話などである。

更に又僧伝を眺めて見ると、「高僧伝」卷五の法遇は、姚秦の道安に師事して襄陽にあつたが、後江陵の長沙寺に止り、弟子四百人、その内の二僧、酒を飲みて夕の焼香を廃した、恐らく酔うて寝込んだか、或は心乱して、自からこれに出なかつたのであらうが、これに対して法遇は「ただ罰して遣らす」と、軽い刑をした。これを聞いた道安は、竹筒の内に一本の刑罰に使用する棒を入れて、自から封して送られて來た。法遇はこれを見て、「これは飲酒僧のためである。自分の訓育足らずして、遠く恩師の憂をいたす」とて、維那に命じ、衆を集め、杖筒を香橙の上に置いて行香し、杖筒に向つて致敬し、維那に命じて法遇に杖すこと三度び、涙を垂れて自責す、時に道俗、歎息せざるなく、衆これによつて業を励む者甚だ多しといはれた。

既に早く東晋時代にこのようないたことは、上述の牟子の「理惑論」にある如くであり、又羅什の教團の風儀が乱れ、僧官を置かざるを得ないような状態になつたことは、その原因の一つに、女犯のみならず、酒に酔つての結果が、もろもの惡業となつたであらうことは、古今を問はず、洋の東西を論せず、いつでも、どこでも同じことであ

つたであろう。

「続高僧伝」卷二「智保伝」には、老婆が酒を僧に送らんとして、神罰を蒙る話がだされ、「宋高僧伝」卷二五、唐今東京客僧伝には、亡名の客僧が酒を寺に沽りに来て奇瑞を現す話を載せ、「同書」卷二六「代病伝」には、毒を酒に入れて布施されたのを代病が飲んで、奇蹟を現はす話が出ている。

又唐の李肇の「国史補」（唐人説会所収）を見ると、聖善寺には昔、蛟竜の為といわれて、常に酒甕十八も貯えられていたといい、唐張說の「宣室志」（旧小説乙集所収）には、広陵の孝感寺に止宿した、いわゆる広陵大師と呼ばれる乞食の如き僧が、好んで酒肉を食していたが、いろいろの奇蹟を現し、大師仏と仰がれたという話が載せられ、又宋代になると一層このような風習が行われたようであった。

「東波志林」卷二の道积の項に、僧文食名と題して、

僧謂^レ酒為^ニ般^ノ若^ノ湯^ヲ、謂^レ魚為^ニ水^ヲ棲^ハ花^ヲ、謂^レ鶴為^ニ鑽^ハ離^ハ菜^ヲ、竟無^レ所^レ益^ヲ、但^レ歎而已^ヲ、世常笑^ハ之^ヲ

とある。酒を般若湯といって飲んでいたことが知られる。この名は今日日本においても未だに生命を保つているとこらのものであるが、このことは少くとも、教団内にあって、公然といろんな儀式や行事に、酒が般若湯として使用されていたであろうことを物語るものである。

宋代から以後になると、仏教と社会との交渉が特に密接になり、従つて僧尼と在俗との関係も深く、生誕や忌日には招僧設齋が盛んに行はれて、これが専門の僧が出現して、赴應僧と呼ばれたが、かかる僧尼は多くの場合、飲酒の機会に出合つたことであろう。又酒を好む僧などもあつて、当時盛んに流行して来る酒店に出入したことであろう。

「歳時広記」卷十六に、夷堅志を引用して、誦經僧が招請されて、亡女の功德追善のために「金光明經」を誦し、そ

の布施で、同行四人と共に酒店に入つて、飲酒せんとして、亡女が現われたため、これを中止した話が出ている。

明代に完成したのであるが、宋代の物語であるかの「水滸伝」には、五台山で出家した魯智深が、僧形でありながら、盛んに各處で、飲酒し食肉する場面が見られる。俄か道心の彼は別としても、この物語りの内には、各所で僧の破戒が述べられ、酒が平氣で飲まれている。寺でも盛んに酒が造られていることは、昔と同じようである。

酒の造り方や種類なども述べられているが、このことは宋の莊季裕の「鷄助編」卷下に、釀酒として、美酒を作るためには灰を用ゆることを述べ、この灰は僧寺のかまどから買い取っていると述べている。寺が釀酒に力を入れていることは、遠い昔からのことで、元代の寺院では、邸店や質庫などと共に、酒店を寺院が經營して、税を納めていたことが伝えられている。^⑩

このように仏教々団にあつては、仏教の戒律を守りながらも、いろいろな理由の下に、この禁が破られて、寺自身の経済上の問題から、酒を造り、酒を売ることすら行っていたことは、大乘戒に、飲酒よりも酷酒を重罪とした、この中国仏教にあつて、いかに解すべきであろうか、

一方にはたとえ除外例とはいえ、飲酒を公然のんだであろう多くの出家のいたことは、これ又中国仏教として、いかに了解すべきであろうか、

勿論このような飲酒僧や、酒店を經營したという寺院は、全く稀のことであつて、これを以て中国仏教の一般を論ずることは不可であった。特に中国仏教教団の裏面史ともいべき、偽濫私度僧の横行は、為政者の常に悩む問題であつて、このような避徭役の私度僧が、飲酒して問題を起したであろうことは、当然のことであつて、敢て中国仏教のみならず、インド仏教に於いても、朝鮮や日本の仏教に於いても同様のことであった。

八 禁酒の実践運動

(一) 禁酒について

仏教における禁酒の問題は、元來出家修行者に對するものであつて、禁欲を中心とする仏道修行者に取つて、身心を爽快にし開放的にするもの、特にそれによつて酔つて心を乱すところの酒は、有害無益のものであつた。出家の戒律に不飲酒戒を設け、更に進んで酷酒戒までも加えた所以のものは、ここに存するのであつた。

しかもこの不飲酒戒が五戒の一つとされ、この五戒が在家の信者のものとされたということ、インドにあつては、必ずしも五戒全部を守らなくても、在家信者の資格を得たのであつたが、中国に來つて、五戒は在家信者の必須条件のよう取扱われた場合もあつたようである。ここに五常と五戒の一致という問題が起つて、仏儒の調和を計り、五戒を普及し、理解せしめようとしたのであつた。

又一方不飲酒戒に対して、特別の除外例を適用して、酒を薬酒としてこれを使用し、又公益の為なら、或は他の重罪を救うためならという理由で、酒が許され、これが盛んに行はれていたようである。

又出家教団にあつても、色々の場合にあつて酒が使用され、般若湯という文名でこれが行はれていた。

がしかし仏教にあつては、あくまでも酒は毒酒としての立場を取つて、禁酒運動に乗り出していたことは云うまでもないことである。君子危きに近よらずの如く、禁酒が最も安全であるとして、たとえ他に多少の益があつても、戒律の本筋に邁進せんとしたのが、中国仏教に於ける禁酒運動の展開である。

この運動には戒律書を敷演せんとするもの、独自の立場からの文章による禁酒、更に実践的にこの運動を身を以て展開するなど、色々の方面に活動が続けられていた。

(2) 文書による禁酒運動

隋慧遠の「大乘義章」卷七には、十四垢業義と飲酒三十五失義の項目が掲げられている。十四垢業義には飲酒の六失として、(1)失財、(2)生病、(3)鬭諍、(4)惡名流布、(5)瞋恚暴生、(6)智慧自損を掲げ、更に飲酒の三十五失として「大智度論」を引用して述べている。云々

一 現世に財物が空竭す

二 衆病の門なり

三 講説の本にして多く忿訟を致す

四 裸露も恥づることなし

五 醜名惡声にて、人は恭敬せず

六 智慧を覆没す

七 まさに物を得べきに之れを得ず、すでに得たるものもまた散失す

八 私匿のことを他に向つて論説す

九 種々の事業を廃し成ぜず

十 憂愁の本なり

- 十一 身力減少す
- 十二 形式損壊す
- 十三 父を敬うことを見知らず
- 十四 母を敬うことを見知らず
- 十五 伯叔尊長を敬せず
- 十六 沙門を敬せず
- 十七 婆羅門を敬せず
- 十八 仏を敬することを見知らず
- 十九 法を敬することを見知らず
- 廿 僧を敬することを見知らず
- 廿一 悪人に親附す
- 廿二 善人を疎遠す
- 廿三 破戒の人となる、飲酒は戒法に違するを以て
- 廿四 心に慚愧なし
- 廿五 根門を守らず
- 廿六 色を縦いままでして放逸す
- 廿七 人に憎悪せられ之れを見ることを喜ばず

廿八 貴重の親属及び諸の知識に、共に擯棄せられる

廿九 不善法を行ず、飲酒によつて多くの罪を生ずるが故に

卅 善法を棄捨す

卅一 明人智士の信用せざる所なり

卅二 淫樂を遠離す

卅三 多く世世狂癡の因縁を種う

卅四 身壞命終して、諸の惡道に墮す

卅五 若し人となることを得ば、所生の處に従つて常に當に愚駿なるべし酒の過ち是の如し、當にこれを断すべし

これが「大乘義章」に於ける、酒の有害を述べた禁酒運動の一例である。

著者慧遠はかの有名な護法家の一人で、周世宗の廢仏事件に際して、堂々と天子と渡り合い、仏教を弁護し、遂に力を以てこれを廢せんとするや、大声一番、天子と雖も必ず阿鼻地獄に墮すべしと叫んで、衆僧をして憤然たらしめた程の人であったのである。出家たるもの禁酒すべきは当然として、このような三十五失を引用したのであろう。

一体禁酒を云々する時は、必ず酒の有害を説かねばならない。そのためには殆んどがこの「大智度論」卷十三の三十五失を引用している。「大智度論」百巻は龍樹の著、羅什の訳出で、東晋の慧遠が「要略」二十巻を作つたといわれる程のもので、羅什以後における中国仏教に大いに影響を与えた重要な書であつた。

上に掲げた賢首大師法藏は、「梵網經菩薩戒本疏」卷三、四に、「梵網經」の酤酒戒、飲酒戒について、これを敷演し、「智論」の三十五失を云々して、巧みにこれを引用し、禁酒の論を進めてゐるし、道世の「法苑珠林」に於い

ても、酒肉篇と五戒篇の両項目に亘って、この「智論」を初め、多くの經律論を根拠として、禁酒の筆を進めている。

今これが禁酒の説を見ると、法藏は酷酒戒にも飲酒戒にも、制意・次第・釈名・具縁・闕縁・輕重・得報・通塞・對治・釈文の十門分別して、丁寧にこれを説いて、禁酒せねばならぬ理由を述べている。飲酒戒の釈文では、「大智度論」の三十五失、「四分律」の十失を掲げ、更に「大愛道比丘尼經」を引いて、酒を飲むな、嘗めるな、嗅くな、鬻ぐな、人に飲ますな、疾と欺いて薬酒だといって飲むな、酒屋に行くな、酒客と語るな、酒は毒薬、毒水、毒氣であり、衆失の源、衆惡の根本、賢を残ひ、聖を毀はし、道徳を賑乱し、輕毀して災を致し、立禍の根本、四大枯朽し、福を去り罪につくもの、人をして志を失い、迷惑顛狂せしめ、地獄に入らしむるものである、と徹底した言辞を以て酒の害を説く。酒の地獄については、酷酒戒の得報所に、釀酒家の墮する処が酒河地獄、酷酒家の墮する処は酒池地獄、飲酒人の墮する処は灌口地獄であるといつてある。

このようにして彼は、単に飲酒だけではなく、酒を造る人、これを売る人の重罪を知らしめて、禁酒の徹底を期したようであるが、勿論前に述べたように、大乘仏教の立場にあって、しかも中国という社会を意識に入れて、飲酒しても罪にならない場合のあることを加えて述べるのを忘れなかった。

次に唐律宗の大成者道宣律師の弟、道世の禁酒運動を眺めて見る。道宣の場合は「四分律」を中心としたものであつたからか、特に五戒についての特別な意見もなく、不飲酒に対しても、四分律のそのままを解釈しているもので、ここに取り出だして、特別に論ずる程のものはない。しかし弟の道世は、「諸經要集」卷十七に酒肉部の章を設けて、飲酒についての権説実説を論じてゐることは、同人の「法苑珠林」卷九十三の酒肉篇と殆んど同じである。「法

苑珠林」の権寒説については、既に述べた所であるが、彼は又「同書」の卷八十八の五戒部に於いても、不飲酒戒についての禁酒運動に力を尽しているようである。

彼はこの篇で「大智度論」の三十五失を全部掲げて説明し、「薩婆多論」を引いて、在家の信者のしてはならぬ職業を五つ掲げ、その内の一つに、「酒を売つて業となすを得ず」としている。

しかし特に禁酒文として忘れてはならぬのは、梁武帝の「断酒肉文」である。仏教信者たる武帝が、このような文を書いて、当時の教団に警告を発したであろうことは、当然考え得ることである。出家の食肉飲酒は、全無信の外道よりも劣るものであるとし、出家たる者は、在家信者に五戒を授け、不飲酒戒を誓わせながら、出家自身が飲酒して罪を犯すということがあるであろうか、と先づ在家と出家とを対比して、出家の必ず禁酒すべきことを論じている。云く

僧尼授白衣五戒、令不飲酒不妄語云、何翻自飲酒違負約誓
といひ、

若白衣人甘ニ此狂藥、出家人猶當ニ罰止云、某甲汝就ニ我受ニ五戒、不レ應ニ如是、若非受戒者、亦應ニ檀越酒是惡本、酒是魔事、檀越今日幸可レ不飲

という。出家たるべき者は在家信者が若し飲酒した場合でも、これを罰止して、五戒を受け不飲酒戒を誓つた以上、これを犯してはいけないと言い、五戒を受けない者に対しても、酒は惡の根本たることを説いて、飲むなというべきである、としている。にもかかわらず出家人が自から飲酒することは、まことに、在家の人にも及ばないことであるとして、両者を比較して、飲酒が在家よりも罪重いことを九通りに分つて述べている。^①

いかなる社会にあっても汚惡の面のあることは仕方のないことで、前に述べた私度避徭役の偽濫僧の横行は、飲酒食肉の世界を現出したことも当然であつて「大唐六典」卷四に

酒醉与人鬭打者、還俗（乃至）飲酒食肉、設五辛者苦使

と規定され、酒に酔つて人と争う者は極刑である還俗とされ、飲酒は苦使の刑が言い渡された。

又宋の真宗は景德四年（一〇〇七）に詔を下して

京城鬻酒肉者並去寺觀百步之外有以酒肉五辛酤市於僧道者許入糾告重論其罪（仏祖統紀卷四四）

とて、酒肉の店を寺觀より遠ざけ、酒肉を僧道に売る者を罰することとしている。

このように国家の法令としてまで、僧尼の禁酒に及んだことは、相当の弊害を見たがためである。従つて仏教界それが自体にあってもかかる事體に懺悔し、これを匡正せんとしたことも当然である。

仏徒に於ける各種の懺悔文はかかる意味もあるが、南齊文宣王の「淨住子淨行法門」の懺悔には、「耽著酒食」のことが見え、宋の天台円法師懺悔文及び發願文（縉門警訓下所収）には、「嗜酒」とか、「飲酒行淫」とかに対しての懺悔を現わしている。又慈雲遵式の誠酒肉慈悲法門（金闕集卷下）は、酒肉を誠したものである。

更に唐懷信の「釈門自鏡錄」は、題名の示すように、仏教徒の反省録であるが、ここに「飲噉非法錄九」の一章を設けて、飲酒の非法の具体例を列記して、僧徒に反省を促がしている。いづれも飲酒の悪報として、懲処に至つて苦を受けることを述べたものであるが、このことは道世もまた「法苑珠林」卷九十四に、酒肉篇感應錄として、古來の実例を掲げている。

(三) 感應説話による禁酒運動

明の淨土教の典籍たる「帰元直指集」卷下に、預修超薦戒殺文が記せられている。この中に僧の飲酒に関する興味ある説話が載せられている。宋朝の紹興年間に、淮陰という処に貧乏な家があった。その家の娘が死んだが、三月の寒食節の墓参りが来ても、貧なるが故に娘のために墓参りして供養することが出来ない。そこでその母は自分の髪を截つてこれを売り、六百錢を得て、街に出で僧を招待しようとした。丁度五人の僧が門前を通ったので、幸いこれを請じ入れんとした。中々承諾を得なかつたが、中の一僧がどうにかこれを受けてくれた。しかし僧はその日は経文を持参していなかつたので、母は近所を尋ね、金光明經一部を得て、これを読誦し廻向してもらつた。終つてから布施錢を得て、僧は去つたが、街上でさきの同行僧四人と遇い、共に連れ立つて酒家に赴いて、盃を擧げんと坐についた。すると忽ち窓外に女子の呼び声があつて、転經の僧、酒を飲んで下さるなど、驚いて誰かと問えば答へて云うよう、私は今日看経して頂いた家の亡女であります。冥途に沈淪すること久しつが、今日師の誦經の功德によつて、罪を脱れて超生するようになりました。それであるのに若し師が飲酒して破齋すれば、前の功德は悉く皆尽き棄てられ、私は又依前のような苦しみを受けねばなりません、と言い已つて消え失せてしまつた。僧は大いに慚愧して退いたが、後に五僧、持齋を全うして念佛參禪し、皆証果を得た。といふのである。

この説話は宋の洪邁の「夷堅志」に出でているもので、「歲時廣記」卷十六には「薦亡女」の題で、「夷堅志」を引用して、この話を記している。「夷堅志」にしろ、「歲時廣記」にしろ、その著者は僧尼ではない、明の「帰元直指」に於いて初めて、出家の反省懲悔の資料として出されているが、前者は少くとも仏教攻撃の材料であろうし、宋

代僧尼の生活の一面を物語るものと言へよう、

特にここで僧界に対する衝撃となつたことは、宋代から在家に招待されて、忌日法会を行う専門の僧侶たる赴應僧であったであろう。飲酒によつて折角の読經廻向の功德が、無になるということは、何よりも最も痛切に感ずることであり、従つて禁酒運動という立場からこの説話は、最も適切なそして効果的なものであつたであろう。

又前に述べた「釈門自鏡錄」卷下には、飲酒の惡報を載せて、僧界の反省を促がしている。即ちその内の一話は、劉宋新寺の沙門難公が、出家以来未だ一度も飲酒したことがなかつたのに、同門蘭公に勧められ逼られて、遂に一升ばかりの酒を飲んだ為に、閻王に呼ばれて、三ヶ年間惡處に留まらねばならないといった話である。

次は齊の鄆都の大莊嚴寺円通が飲酒し、その酒で客僧の病を愈したが、そのため聖者から責められ驅はれる話であり、次は同じく齊の梁州薛寺僧道遠が、常に好んで飲酒していたがために、遂に眉毛が脱落するという罰を夢から得て、大いに慚愧し、行を改め、律儀を守つたがため、一ヶ月余を経て、夢にこれが改悔が認められ、許さると見て、眉毛が漸く出て來たという話である。次は隋の河西隋興寺僧法四の話である。

彼は少にして出家したが、戒行を欠き、特に二三と酒を飲んでいたが、或時夜飲酒して、戸外に散歩に出た。そのとたんに三人のものが彼を取り囲いた。誰だと聞くと、閻羅王の使者である。汝を呼んで連れて行く為であると。法四是我に何の罪があつて捉えるのかと、極力共に諍い、僅かに家に入りそこに倒れてしまつた。寺の人は驚き来つてこれを見守つていたが、暁になつて漸く蘇生した。が彼はさめざめと泣いて、具さに地獄の恐ろしさを語つた。即ち閻羅王の前にすえられて、汝は多くの破戒の行があるが、それはまだ軽い、唯飲酒のみは許されない、といつて左右に命じて法四に大きな一升ばかりの酒盃を与え、これに酒を注いで飲ませる。法四これを飲まんとするが、その酒は忽

ち沸銅に変じ、焰は数丈ばかりである。懼れてこれを投げ捨てようとするが、手から離れない、王は速かに飲めと催促す、法四は哀号して救を乞う、時に王は云く、汝は生前に何か福業をなしたか、法四答えて云く、常に戒経を誦し、夜は則ち一遍ですと、言い終るや酒盃は忽然として手から離れた。そこで王は戒は修行の根本である、決して怠つてはいけない。汝の言を空言とせず、その氣を喪うな、放つて還すが、宜しく自悔せよ、若し更に飲み度いと欲せば、當に沸え立つた赤銅を念ぜよと、かくして一胡僧につれられて還つて來たと話す。彼法四是後に再び追撃せられたといつてゐるから、酒の中毒となつてゐたものであらう。

次は禁酒運動に実践した唐の玄鑑と、梁武帝の断酒肉文が載せられて、この「釈門自鏡錄」の第九章は終つてゐる。これによつて著者懷信の禁酒戒に対する熱意を知ることが出来る。ただ飲酒だけで、即ち五戒の内の不飲酒戒、大乘戒に於ける輕戒としての飲酒が、地獄の苦を受けるという例話は、前の誦經功德が無功となる話と共に、禁酒運動に取つて、好個の資料となつたであらう。

又「法苑珠林」卷九十四酒肉篇感應縁には、飲酒だけではなく、酒を売つた人の惡報の例を掲げているのは、梵網大乘戒の思想として当然のことである。

唐の雍州万年縣閻村の婦女謝氏が、酷酒をなし、酒の量は少なく、価は高くして売つた為に、死して牛に生れた。現在法界寺の夏侯師の家に買い取られて、耕作に從事して苦しんでゐると、その子の夢に現はれたので、その子は尋ねてその牛に会いに行く。この牛は平常はただ独りで、若し知らぬ人に会えば必ず角で突く。しかるにその子を見て、共に涙を流した。そこでこの牛を贖つて連れ帰り、現在は阿照家に養つてゐる、京師の王侯妃媵が多く見に来て、錢帛を布施するという。

又唐の冀州頓丘県の一老母、子供はなく、ただ奴婢一人と共に、酒を商つて生計していた。貞觀中に老母は一度死んだが又蘇生して云々、冥府に連れて行かれ、何故に濫りに酔酒するか、しかも、「法華經」を作るといながら十ヶ年なぜ作らないのかと検問された。そこで酒は婢に作らせ、婢に量らせ、「法華經」の為には既に一千文は隠禅師に与えていると。そこで婢を迎えてやらせ、婢に笞四十を加えて放還し、更に隠禅師に使して聞けばその通りであった。為に七日にして放たれ、「法華經」の写經が終れば、善処に生すべしとて蘇生すと。實にその通りであったと詳細に記述している。

この酒を売る人の罪報ということは、出家人は勿論のこと、在家信者に対するものであつて、上の二例の示すように、いづれも僧尼ではない。勿論ここでは単に酒を売つたというだけではなく、不法な高価ということにもその惡報がかかるのであろうが、いづれにせよ、實際問題として、職業の拒否から侮視という問題にまで展開して行く可能性を持つてゐるものである。仏教信者として他にも多くの、好もしからざる職業が指摘されているが、仏教本来の精神から見て、殺生を職業とすることなどは、最も避けてほしいものの一つであつた。

しかしながらここにこれを救済し、平等に等しく成仏することの出来る淨土教の出現は、彼等に取つては全くの福音であったのである。不飲酒戒を破り、たとえ他に如何なる罪があろうとも、弥陀信仰によつて、これが消失せしめられるという、この念佛の教は、彼等に対する大なる光明であったに違ひない。が又それと共に、この救済を背景として、飲酒のよき口実を与えたであらうことも、これ又想像し得ることであらう。

(四) 禁酒への実践活動

禁酒の実践活動家としては、先づ第一に唐の玄鑑を挙げねばならぬであろう。道宣の「続高僧伝」卷十五によると、彼は沢州高平の人である。十九で発心出家したが、性は仁慈、志は清潔を楽しみ、戒律を守つて少しも過ちを犯すことなく、寺塔の古いものは悉くこれを修理した。飲酒噉肉の非法に値え、極言して面と向つてこれが非法を説き、若しもこれが聞き入れなければ、これが酒器を碎かざるはなく、しかもその費用は何ら弁償しなかつた。従つて諸俗士、集まつて宴飲しても、玄鑑が来ると聞けば、皆悉く奔り散じてしまふといふ。

又しばしば造営のことがあって、工匠が多く集るので、豪族の人が時に酒食を遣ると、玄鑑は、如法に造営している。破戒の飲酒はなすべからずと、遂にこれを止むといふ。丁度清化寺の仏殿造営に当つて、沢州長官の長孫義は仏法信者であったが為に、工匠などその数が甚だ多いのを聞いて、酒を両車に積んでこれを贈つた。玄鑑はこの造営を検校していたが、今この酒が贈られて來たのを見て、酒器を打破つて、これを地に流してしまつた。長孫義はこれを聞いて大いに怒つて、明日鑑に加害せんとしたが、その夜夢に有人來つて刀を以て殺さんとするを見て、忽ち悟つて、躬ら玄鑑に至つて懺悔したといふ。

又疫病に遇つて死亡する者が多かつたが、皆玄鑑の下に来て命を乞えば、彼はこれが為に懺悔して、酒肉を断ぜしめ以て病者を恢復せしめた。時人これによつて大いに彼を重んじたといふ。

時に村人李遷なる者は、性頗る酒を嗜んだ。病氣になつて快癒の由もなかつたが、遂に酒の害を知り懺悔し鑑の來至するに遇つて、疫は全治した。それから酒を断つて永くこれを言はない。友人に語つて言うよう「鑑師を見るより已來、酒氣は毒の如く、これを聞くを喜ばないばかりか、見るも尚更である」と、玄鑑の戒節冥感は皆かくの如しである。玄鑑は今に神志貞亮、毎に「涅槃經」、「十地經」、「維摩經」を講じ、四時これを輟めず、春秋八十有三である。

と。道宣の先輩として、八十三歳で尚活動していたのである。

これによつて見ると、玄鑑の禁酒活動は頗る厳しいもので、出家教団に対したもののみではなく、全く在家の人々、一般的の社会人に対しても、禁酒を強要したものであった。人々が酒を飲んでいるのを見ると、面前に於いて、飲酒の非法を説き、若し聞き入れて中止しなければ、酒器を碎いてしまうという、全く乱暴狼籍に近い行為をなしたが為に、人々が集つて宴飲していても、玄鑑が来たと聞けば、忽ち皆が散じてしまつたといわれる。全く徹底した禁酒運動家であつたようである。

造営の時の祝に、且つ工匠の為に贈られた檀越の酒すら、これを拒否するというよりも、酒器を打碎つて、これを大地に流させてしまつたというに至つては、全く以て極端すぎると言わざるを得ない。玄鑑にあつては、酒そのものが非法であり、それを飲んで造営することは、不如法としたものである。

又酒を藥酒として、病にこれを用いることが許されていたが、玄鑑にあつては逆であつて、病あつて死なんとするようなものであれば、彼は懺悔して、酒肉を断ぜしめてこれを癒した。従つて酒の中毒患者も彼によつて全癒したといわれる。

この玄鑑の行動は、後世にまでも大いに影響を及ぼしたようで、「法苑珠林」にもこれを引用して、禁酒運動の資料となし、明の禪宏が著す「緇門崇行錄」の中に、嚴正之行篇の一つとして、「破壊酒器」の題をつけて、これを略出している。

次に「続高僧伝」廿五感通篇の一として、北周香闍梨の話が出ている。梁の初め頃に益州（山西省成都）青城山の飛赴寺にあつたが、當時この地方の風俗として毎年三月三日には必ず山に行つて、酒肉を以て宴をなして楽しんだ。香

はこの習俗を改め、酒肉を断たせようとしたが、中々出来なかつた。そこで後年三月に、又前のように集つて宴飲が始まつた。そこで香は座の側に坑を掘ること方丈、檀越等と共に、飲み食い大いに歓楽した。人々は香に酒肴を競うて奉つたが、彼はどれだけでも飲み、どれだけでも食べて、人々をして大いに怪ませた。晩になつてから、「我れ大酔、坑につれて行け、地を汚してはいかぬから」といつて、掘つた坑に行って、口を開いて大きく吐くと、鶏肉が吐き出されると、これが鳴いて飛び行き、羊肉が吐き出されると馳り去る、という状況、酒食はき出されて坑に一杯となり、魚や鶴鳴がその坑の内に游泳しているというので、これを見た人々はただ驚き恐れて、これより以後は決して酒肉を用いないという誓をしたという。かくしてこの地方は以後、上山酒肉のことは永くその後を絶つたが、これ一に香の風徳であると結んでいる。

これによつて香闍梨が、飲酒噉肉の習俗を改めようとして、自から敢て罪を犯してこれを断行したものであることわかつたが、これは一般社会に対して、禁酒を強く主張した例であつて、敢てこれが出家なるが故とか、五戒を守る在家信者なる故にといふ、仏教徒としての禁酒ではなく、飲酒そのことが有害であり、墮地獄の行為であるからとの理由から、仏教の信不信に關係なく、仏教徒としての大慈悲の精神から、大乗菩薩の行として、禁酒活動を行つたもののがある。

このようにして仏教徒の禁酒運動は、出家教団は勿論のこと、在家信者の五戒に於いて、更に仏教徒でない人に対しても、徹底した活動として展開されて行つた。それが結果として近世に於ける居士の仏教にあつて、肉食を拒否し、飲酒を否定する、素食主義の人々が出て來たことに注意すべきであろう。

又香闍梨程ではないが近世の名僧慈雲遵式の禁酒運動も見遁してはならない。宋代の杭州の習俗として葬式に酒肴

を用ゆることが行はれていたが、隅々遵式は杭州の昭慶寺で講筵を開いたが、これを聞いて慨き、諸經の中から一百首の酒肴を禁ず文を出だして、かかる行事には仏式による斎事に代えんことを説いた。翌年大中祥符八年（一〇一五）に蘇州開元寺に赴いて講經したが、集まる人々悉く飲酒食肉なく、ために酒屋や屠肆の不振を来たしたと云はれる。

このことも亦、近世居士仏教の一面向を知る資料であり、一般の人々の生活の内から酒肉を遠ざけんとすることになつた、その原因であつたのである。

九 む す び

中国仏教における酒の問題は、以上述べたところにおいて大略その要を尽したが、特に仏教の五戒中に含まつてゐる不飲酒戒と、在家信者との関係は、中国仏教に取つての問題点である。在家仏教徒の精神生活の面における、大きな問題でもあつたのである。従つて五戒を五常に対比して、当然守るべき規範としてこれが一致に力を尽すと共に、その五戒が孝の倫理に対応するものとして、これを解したところに、中国仏教の特質があるものである。

しかし一方においては、五戒が必ずしも仏教徒の必須条仰ではないとして、インドにおける五戒の状態、更には經典を検出して、これを証明し、不飲酒戒が必ずしも守らなくてもよいであろうことを証明した。更に積極的には、酒を薬酒としてこれを許し、更には公益となる為には、これを用いることが必要であるとさえ強調するに至つたことがある。これが大乗仏教の本筋であり、菩薩の慈悲行であると説明するに至つた。

然しながら人間の欲望は、薬酒を常に毒酒に変化せしむるが故に、毒酒として禁止するのが最も安全として、戒律そのままを厳重に守り、一般の人々に対しても、厳格にこれを行つたのが、仏教徒の禁酒運動であったのである。

(三十七年度文部省科学研究費による研究の一部)

註

- ① 友松円諦教授「優婆塞所遮の職業について」(大正大学々報十五輯)、長井真琴博士著「根本仏典の研究」中の「優婆塞五戒の研究」、大野法道博士著「大乗戒經の研究」、中村元博士著「宗教と社会倫理」
- ② 平川彰博士論文「戒律と道德」(日本仏教会年報二十七)
- ③ 上掲友松教授論文、中村元博士著「宗教と社会倫理」中の「禁欲的精励の精神」参照
- ④ 註①参照
- ⑤ 指著「唐代仏教史の研究」第三章六節「五戒と五常との問題」
- ⑥ 塚本善隆博士著「支那仏教史研究」所収「支那の在家仏教特に庶民仏教の一經典」参照
- ⑦ 福井康順博士著「道教の基礎的研究」所収「牟子の研究」参照
- ⑧ 塚本善隆博士著「魏晉南北朝の支那仏教史研究・北魏篇」の北魏大武帝の廢仏毀釈」参照
- ⑨ 森三樹三郎博士著「梁の武帝」、山崎宏博士論文「梁の武帝の仏教信仰に就て」(斎藤先生古稀祝賀記念論文集)
- ⑩ 陶希聖論文「元代仏寺田園及商店」食貨一ノ三
- ⑪ 広弘明集卷二六による。(甲)在家人の飲酒は犯戒の罪なし。(乙)在家人の飲酒は尊像に關係なし。(丙)在家人の飲酒は寺舎で吐泄しない。(丁)出家人の飲酒は人をして仏法を輕賤せしむ。(戊)出家人の飲酒は一切善神を遠離せしむ。(己)出家人の飲酒は他の福田を破る。(庚)出家人の飲酒は他の信施による。自力に非ず。(辛)出家人の飲酒は衆魔外道を便ならしむ。(壬)出家人の飲酒は、多少に關係せず、仏種を断ず。
- ⑫ 牧田諦亮博士著「中國近世仏教史研究」所収の「水陸会小考」参照